

一般質問

定例会では、提案された諸議案に関係なく、議員自身が議長に通告し、市長及び関係理事者に質問する日（一般質問日）を設けています。今定例会は、6月11日、12日に12人の議員が活発な質問を展開しました。ここにその一部を掲載します。詳細は、市議会ホームページをご覧ください。是非活用ください。

会派名簿

公明党（4名）
大北かずすけ・亀甲義明
森下みや子・成谷文彦
日本共産党（2名）
竹森 衛・西川正克
至誠会（2名）
小川和俊・奥田 寛

政志会（2名）
たけだやすひこ・松木雅徳
自由民主党（2名）
細川佳秀・奥田英人
檀原未来（3名）
宇佐美孝二・廣井一隆
大保由香子

いずれの会派にも所属しない議員（8名）
杉井康夫・竹田きよし
榎本利明・高橋圭一
河合 正・榎尾幸雄
松尾高英・水本ひでこ
（平成27年6月11日現在）

生活困窮者自立支援制度

問 4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前に支え、新たな人生への挑戦を後押しする画期的な法律である。全国の生活保護受給者数は過去最高を更新し、本市で1,104世帯1,513人と、年々増加している。経済状況の変化により、非正規雇用労働者や年収200万円以下の給与所得者の増加や人間関係の構築がうまくいかず、困窮状態に至るリスクを抱えており、誰もが生活困窮に至るリスクに直面している。本市の平成26年度の生活保護

の相談件数648件、申請件数277件、開始件数207件、廃止件数441件である。生活困窮者自立支援制度に対する本市の考え方は。

答 これまでの福祉制度は、高齢者、障がい者、児童など、分野ごとに展開されていたが、生活困窮に関する課題は複合的に絡み合っている場合がある。生活困窮者や相談できず孤立している方に対し、必要な支援を包括的、継続的に提供していく。

問 生活困窮者自立支援制度には、必須事業と任意事業がある。本市は自立相談支援事業と同居確保給付金の必須事業を4月から実施しているが、これらはどういうものか。
答 自立相談支援事業は、生活困窮者の個々の状態に合った支援計画を作成し、必要な支援の提供につなげるもので、

具体的に、相談支援員が本人と協働しプラン案を作成し、支援調整会議に回りプラン案が適切であるか協議し、必要な支援を提供し、モニタリング等を行い成果を確認する。

同居確保給付金は、離職または自営業の廃業により経済的に困窮され住宅を喪失された方や、住宅を喪失する恐れのある方に対し、家賃相当分を支給し、住宅の確保と就労機会の確保に向けた支援を行い、就労自立を図る制度である。給付には、65歳未満で辞職等の日から2年以内などといった支給要件が数点あり、限度額も設定されている。

問 今までは、お金による給付になりがちだったが、住宅に関する給付を除いては、コーディネート機能が軸になっている。4月から現在までの現状は。

答 5月末の相談数は、延べ136件で、相談内容は、収入・生活費・家賃やローン・就労・家族との関係・病気等で、複数問題を抱えている方が多い。相談者の実人数は男28人、女29人で、ほぼ男女同数で、40代と50代が半分近くを占める。

問 就職ができたなど、最終的に決着がついた件数は。
答 継続しており、まだ数値等は把握していない。

問 すぐに就労できない方はたくさんいるわけで、生活保護の相談を受けた方は約650名で、そのうち申請が受理された方が約200件、残りの約450件の方は困窮している可能性がある。このことを認識し、特に就労に関して手を打ってもらいたい。制度が始まって2カ月経つが、制度の周知はどのようになっているのか。

答 生活困窮者自立支援制度の周知を図るため、4月の広報とホームページに掲載した。また、校長会や民生児童委員総会や社会福祉協議会等のケアマネージャー研修会等を通じ周知している。今後も定期的に広報誌に掲載したい。

問 制度の開始後の問題点や課題は。
答 問題点は、世帯に複数の生活困窮者がいる場合、総合的な解決策を検討する必要がある。支援には多くの時間と要する。生活困窮を抜け出すには、一時・短期的な支援では十分な成果を上げることができず、継続的な支援が必要で、相談支援員の担当件数で、相談支援員の負担件数で、累積が懸念される。課題は、生活困窮に陥った理由が1つではなく、多様な問題に包括的に対応する必要があり、関